

多度津町部活動ガイドライン 【中学校版】

多度津町教育委員会
令和 2 年 3 月

目 次

はじめに	1
1 学校教育の一環としての部活動	2
(1) 部活動の意義	
(2) 学習指導要領上の位置付け	
2 適切な部活動の運営	3・4
(1) 生徒の個性の尊重と柔軟な運営	
(2) 生徒のバランスのとれた生活の確保と効果的な活動計画の作成	
3 部活動を支える環境の整備	4～6
(1) 部活動の方針等の策定	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
(3) 部活動指導員・外部指導者の活用	
(4) 保護者との連携	
(5) 地域との連携	
(6) 部活動の再編等	
(7) 学校単位で参加する大会等の見直し	
4 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方	6～9
(1) 適切な休養日等の設定	
(2) 指導上の留意点	
5 安全管理・事故防止	9・10
(1) 考え方と留意点	
(2) 事故発生時の対応	

はじめに

学校における部活動は、学校教育の一環として行われており、スポーツや文化、科学等に関心をもつ生徒によって組織され、より高い水準の技能や記録等に挑戦する中で、その楽しさや喜びを味わったり、学級や学年を離れて仲間や教員等と密接に触れ合ったりすることにより、自主性、自発性、協調性、責任感、連帯感を育成するとともに、豊かな学校生活を経験することができる教育的に価値ある活動です。

しかし、成長期にある生徒が、過度な練習によりスポーツ障害等を発症することや、休養日もほとんどなく長時間にわたる活動により、バランスのとれた生活や健全な成長に支障をきたすような部活動の在り方については、見直しを図っていく必要があります。

また、学校現場では教員がこれまで経験したことのない部活動の顧問になったり、休日に大会や対外試合等での生徒の引率を行ったりするなど、部活動の指導が教員の負担になっている現状があり、指導体制の充実と教員の負担軽減を図ることが求められています。

このような状況の中、平成30年3月に示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）においては、中学校における部活動の休養日や活動時間についての基準が掲げられました。

加えて、平成30年12月には、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、中学校における休養日や活動時間について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と同様の基準が示されています。

このたび策定する「多度津町部活動ガイドライン【中学校版】」は、スポーツ庁が各自治体に策定を求めている運動部活動の在り方に関する方針と、文化部についての活動の在り方に関する方針を併せたものです。

各学校においては、生徒の心身のバランスのとれた健全な成長と、明るい学校生活を保障するとともに、教員の負担が過度にならないことにも十分配慮しながら、持続可能な部活動の指導・運営に係る体制の構築に向け、学校の部活動に係る活動方針の策定をお願いします。

1 学校教育の一環としての部活動

(1) 部活動の意義

- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動である。
- スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。
- 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする。
- 関係者の理解と協力のもと、生徒の視点に立った部活動運営を行う。

部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化及び科学等に興味と関心をもつ同好の生徒が、教員や部活動指導員等の指導の下、自主的・自発的に活動を行うものであり、新たな知識や技能の獲得等を通じて、その活動の楽しさや喜びを味わい、生活に豊かさをもたらす意義を有している。また、部活動は生徒が授業で体験し、興味関心をもった技能等をさらに深く体験するとともに、授業で身に付けた技能等を発展させることや、部活動での成果を授業で生かし、他の生徒に広めることもできる。さらに、学級や学年を離れて、生徒が活動を組織し、展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育成し、仲間や教員等と密接に触れ合う場としても大きな意義を有している。

このように、部活動は、生徒のスポーツや文化及び科学等の活動と人間形成を支援するものであり、その適切な運営は、生徒のバランスのとれた心身の成長と明るい学校生活を保障するとともに、学校に対する生徒や保護者、地域の信頼感をより高めることにつながる。

(2) 学習指導要領上の位置付け

部活動は、学習指導要領上では、「第1章 総則」に下記のとおり位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年告示）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 適切な部活動の運営

(1) 生徒の個性の尊重と柔軟な運営

- 部活動は、教員や部活動指導員等の指導の下、生徒が自主的・自発的に活動を組織し、展開することによって一つの本質を有しており、指導者は、個々の生徒の個性を把握し、理解し、その願いに応えられるよう努めていくことが求められる。
- 部活動の運営において、各部活動の指導の責任者（以下「部顧問」という。）等は生徒の健康・安全への配慮など適切な支援を行いつつ、可能な限り生徒に任せていくことで、「生きる力」の育成に努める。

① 入部の在り方について

- 部活動への参加については、生徒一人ひとりの考えを大切にするとともに、部活動への入部をしやすいするための工夫を図ること。

② 運営上の配慮点について

- 生徒が主体的に活動したり、創意・工夫したりできるようにすること。
- 喜びや悲しみなどを素直に表現できるようにし、それに適切に対応すること。
- 互いの欲求や意図を理解しようとする姿勢を尊重すること。

③ 運営の組織について

- 顧問会、キャプテン会（部長会）等を組織し、有効に機能するように配慮すること。

(2) 生徒のバランスのとれた生活の確保と効果的な活動計画の作成

- 部活動の実施に当たっては、生徒自身の健康状態や生活・学習状況について留意しなくてはならない。
- より効果的な練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定しながら指導を行っていくことが必要である。
- 生徒や保護者が活動に見通しをもつことができ、家庭生活や学習等との両立が図れるよう、年間活動計画等を作成する。

学校においては、個々の生徒が今以上の技能や記録等の目標に挑戦できるよう支援することは大切であるが、勝利至上主義的な考え方から過重な練習を強いたり、休日もほとんどなく長時間にわたる活動を強制したりするなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に支障をきたすような取組とならないようにすることが必要である。また、活動においては生徒の心身疲労の蓄積を解消し、部活動に対する意欲の維持、向上を図ることが大切である。

さらに、より効果的な練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定しながら指導を行っていくことが必要である。年間活動計画等があ

ると、指導者はもちろん、生徒や保護者も活動に見通しをもつことができ、家庭生活や学習等との両立がしやすくなる。

3 部活動を支える環境の整備

(1) 部活動の方針等の策定

- 町教育委員会は本ガイドラインを町立学校に係る部活動の方針とする。
- 校長は、学校設置者の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- 各部活動における指導の責任者（以下「部顧問」という。）は、年間及び毎月の活動計画及び活動実績を、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、適正な数の部を設置する。その際には、安全かつ効果的な活動を確保するために複数の指導者（部活動指導員・外部指導者）により多面的な指導ができる体制を構築することが望ましい。

校長は、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の適切な勤務時間等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、安全かつ効果的な部活動を確保するために、複数の指導者により多面的な指導ができるような体制を構築することが望ましい。その際、専門性を有する退職教員や各学校の卒業生、地域の指導者等を積極的に活用することも一つの方策である。また、現状の部活動数では複数の部顧問の配置が実現できない場合は、学校の規模や取組等を踏まえ、部活動の再編を検討することも必要である。各部の活動内容を把握し、当該活動が生徒にとって適切であり、教員の過度な負担となることがないように、必要に応じて指導・改善を図る。

学校設置者は、各学校の校務分担の実態等を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員等を任用し、学校に配置する。また、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、あらかじめ、学校教育について理解し、適切な指導を行うために必要な研修を実施する。

学校設置者は、部顧問の指導の質の向上を図るための研修等の取組を実施する。

(3) 部活動指導員・外部指導者の活用

■ 生徒や保護者のニーズに応えるために、部活動指導員や外部指導者を活用することは、生徒の活動内容への興味関心・意欲の向上につながる。また、専門的な知識や技能を十分にもたない中で部顧問を務める教員の負担軽減にもなる。

○ 部活動指導員・外部指導者の活用上の留意点

- 部活動指導員や外部指導者を活用する際には、部活動の教育的意義や目標、活動方針等を確認し合う機会を設け、学校の方針に従って指導面の一翼を担えるようにする。
- 生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生時の対応などは、部活動指導員・外部指導者も教員と同様の対応が求められる。

(4) 保護者との連携

■ 部活動を充実させるためには、保護者の理解や協力を得ることが不可欠である。部活動に対する保護者の考え方は様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは大切なことである。

○ 保護者との連携を深めるために

- 年度当初に部活動の教育的意義や目標、活動方針・年間計画などを保護者に説明するとともに、毎月の活動内容や計画を配付する。
- 傷病時には、必ず保護者に連絡し、適切な対応を行う。
- 部活動に係る経費については、できるだけ保護者の負担を軽減するよう配慮する。さらに、必要経費等を徴収する場合は、保護者に事前に文書等で集金額とその用途を周知するとともに、実施後は決算報告を行う。

(5) 地域との連携

■ 生徒のスポーツや文化、科学等の活動を充実させるためには、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、連携を図ることが大切である。

○ 地域との連携を深めるために

- 学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、部活動における様々な地域人材の活用を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ等の地域団体や芸術文化関係団体等との連携や民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での活動環境の整備を進める。

(6) 部活動の再編等

■ 人数が揃わず、活動ができてにくい部活動を有する学校は、学校の実状等を踏まえ、部の再編や合同部活動等の積極的な運用を図る。

部活動は、長期的な視野に立って計画的に行うことが大切である。しかし、生徒数やそれに伴う教員数の変化などの事情による部活動の休部・廃部、生徒のニ

ーズの多様化に伴う部活動の創部について検討する必要がある場合もある。その場合は、下記の点に留意しながら計画的に進める必要がある。

① 部活動の休部・廃部を検討する場合

- 現在部に所属する生徒やその保護者等に対して議論の経過や検討結果などを十分に説明し、丁寧に対応する。
- 少なくとも卒業学年まで活動できるような体制を整えたり、合同チームや合同練習などの運営を工夫したりするなど、生徒の活動の保障に努める。

② 部活動の創部を検討する場合

- 新たに部活動を創部する場合は、生徒の意向や生徒・教員数の動向、活動場所の確保、継続的な運営等について十分検討する。

なお、合同チームを運用する際には、相手校と十分な調整を行い、大会への参加については、中学校体育連盟等の規定の確認をしておくことが重要である。

(7) 学校単位で参加する大会等の見直し

■ 生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

学校の設置者は、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等で開催される大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

校長は、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

4 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

(1) 適切な休養日等の設定

■ 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

■ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。

■ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点から

のジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（※1）及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（※2）も踏まえ、上記を基準とする。

※1 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

※2 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間あたりに換算すると、1週間あたりの授業時数は29単位時間（24時間10分）である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を越える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を越える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本ガイドラインでは、1週間あたり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準が示されている。

長時間の部活動は、生徒の心身の疲労に伴って学校や家庭での生活・学習に支障をきたすことも考えられる。計画された時間の中で、集中的に活動し、定期的に休養することで心身をリフレッシュし、次の活動への意欲をさらに高めることにもつながる。

また、学校においては、部活動の指導が教員の多忙化の要因の一つでもある。適切な休養日と活動時間の設定は、教員にとっても多忙化解消やゆとりの創造を図ることにもつながり、授業準備や教材研究だけでなく子どもと向き合う時間の確保にもつながる。

なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態及び各競技等の特性を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、市町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

- ・ 学校設置者は、「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本ガイドラインを参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
- ・ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、

指導・是正を行う等、その運用に努める。

(2) 指導上の留意点

■ 部顧問は部活動の指導にあたり、技術的な指導にかかる内容はもちろん、生徒の心と体の健康面や望ましい集団づくり、部のマネジメント等、様々な面において留意して指導に当たる必要がある。

① 生徒の望ましい生活習慣と豊かな人間性の育成

部活動は、体力や技術を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する態度や公正さ・規律を重んじる態度を培うなど、生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすものである。したがって、指導においては、あいさつの励行、言葉づかいや返事、服装、部活動の準備や後片づけ、登下校の安全やマナー、時間厳守等、規律ある活動を通して、生徒に望ましい生活習慣と豊かな人間性を育む必要がある。

② 生徒の意欲や主体性の育成

指導者には、生徒が自ら意欲をもって部活動に取り組めるよう、雰囲気づくりや心理面での指導・工夫が望まれる。生徒の長所を見つけ、伸ばしていく肯定的な指導を場面に応じて適切に行っていくことが望まれる。

③ 良好な人間関係の形成

部活動に、複数の学年が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色があり、学級経営とは異なる指導が求められる。部活動が起因する人間関係のもつれが、暴力行為やいじめにつながることもある。そのような事案の発生防止に向け、結果や技術の向上だけにこだわるのではなく、互いに励まし、支え合える仲間づくりを重視した指導を心がける必要がある。

そのためには、部顧問は、生徒のリーダー的な資質能力を育成するとともに、部顧問と生徒との信頼関係や上級生と下級生、生徒間における良好な人間関係の形成に努めなければならない。

④ 効率的・効果的な練習方法の検討

生徒の発達の段階を無視したハードで単調なトレーニングや練習は、生徒の心身に疲労を蓄積し、部活動本来の目的を見失う恐れがある。部顧問は、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、研修会等に参加するなど、最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れ、効率的・効果的な練習方法等を検討・導入するよう、指導力の向上を図る必要がある。

⑤ 状況把握と適切なフォロー

活動の目標によっては、肉体的に大きな負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下で練習したりすることも想定される。部顧問は、個々の生徒の健康、

体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声をかけて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握したりしながら、指導することが必要である。

また、部顧問の言葉が与える影響は極めて大きく、その一言がプラスにもマイナスにも作用する。部顧問は、生徒一人ひとりの心の状態まで配慮した対話を心がけ、信頼関係を深めるよう努めなくてはならない。大会や練習中に激励等としてかける言葉の効果と影響も十分に理解し、厳しい言葉等を発した後は、生徒へのフォローアップについても留意しなければならない。

なお、部顧問だけに指導を任せるのではなく、校長のリーダーシップのもと、学校組織全体で指導の状況把握に努め、必要な場合には校長が適切な指示を行ったり、部顧問の間で指導の内容や方法について意見交換や情報共有をする必要がある。

⑥ 体罰等の根絶

体罰は、学校教育法で禁じられ、いかなる場合においても絶対に許されない行為である。また、指導に当たっては、体罰のみならず、生徒の人間性や人格を否定するような発言や行為は許されないものであり、校長及び部顧問は「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月 文部科学省）に則り、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

5 安全管理・事故防止

（1）考え方と留意点

■ 部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事などと同様に生徒の安全に配慮しなければならない。

日頃から 校長のリーダーシップのもと、生徒も含め学校全体で事故防止に対する意識を高め、最大限の注意を払い、安全管理に努めることが大切である。

① 健康状態の把握

- 生徒に自らの健康状態について関心や意識をもたせる。
- 適度な休養や栄養の補給に留意させる。
- 生徒の持病や健康診断（心電図検査等）の結果等を把握し、必要に応じて、医師の指示を仰ぐとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。
- 活動に際し、健康観察を適切に行い、けがをしていたり体調が優れない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限させるか、休ませる。

② 指導上の留意事項

- 学年や個人差を十分配慮した段階的・計画的な指導を行う。
- 部顧問が互いに連携し、生徒の行動に目を配り、安全に活動できているか、注意を払う。

- 自分や他者の危険を予測し、どのようにすれば危険を回避できるのかを具体的な場面を用いて、明確に示し、ルールや規則を守る意義を理解させるとともに、危険に対する予知や判断能力を育成する。
- 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数（WBGT※）等の情報や、測定器を活用して得た情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討する。
- 活動前及びその前後もこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底する。特に、活動に不慣れな下級生の活動には十分留意する。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施する。
- 暴風や雷、大雨等、急な天候の変化に対して、情報収集に努め、それらが十分に予想される場合は、即時に活動を中止し、生徒の安全確保に努める。

※ WBGT・・・暑さ寒さに関係する気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を取り入れた指標

③ 施設・設備・用具の安全点検と安全管理

- 施設・設備・用具の定期的な点検と使用前後の点検を行う。また、生徒にも安全確認の習慣化を図る。
- 施設・設備・用具を正しく使用し、事故が起きないようにする。

（２）事故発生時の対応

■ 学校では、日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応やAEDの使用方法など救急対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を確立しておかなければならない。

生徒に対しても保健体育科の授業や部活動等を通して、応急手当に関する指導を行うとともに、事故発生時の行動の仕方についても指導することが大切である。万一の事故発生時には、各学校で作成した学校管理下における「危機管理マニュアル」を参照のうえ、適切な対応が求められる。

○ 参考

- ・運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）
- ・中学校学習指導要領（平成29年3月 文部科学省）
- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）
- ・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月 文化庁）
- ・平成29年度香川の学校体育（平成30年3月 香川県教育委員会）
- ・教職員の働き方改革プラン（平成30年3月 香川県教育委員会）
- ・香川県部活動ガイドライン【中学校版】（平成31年3月 香川県教育委員会）